

函館市熱帯植物園の概要

担当部局	土木部公園河川管理課(電話:0138-21-3432)
所在地	函館市湯川3丁目1番15号
目的	市民に熱帯植物等に親しむ場と憩いの場を提供し、もって市民の福祉の増進に寄与するため
事業概要	熱帯植物園の管理運営
開館時間等	<ol style="list-style-type: none"> 1 供用期間 4月1日から3月31日 ※ バッテリーカーの供用期間 4月1日から10月31日 2 休園日 1月1日, 12月29日から12月31日 3 開園時間 4月1日から10月31日 午前9時30分～午後6時30分まで 11月1日から 3月31日 午前9時30分～午後4時30分まで
施設概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の改修経過 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和45年度開園 ・平成6年度水の広場・ちびっ子広場造成 ・平成18年度ガラス温室改修・園内リフレッシュ整備 ・平成19年度リニューアルオープン 2 主な施設 受付棟(東口・西口), ガラス温室(温室・管理棟等), サル山温泉(ニホンザル62頭), 水の広場(池・四阿), ちびっ子広場(バッテリーカーコース, 遊具等), 前庭(休憩所(足湯), ぬくもりベンチ, 四季の花壇等), 駐車場(東側32台, 西側92台)等
指定管理者が行う業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 入園者に関する業務 <ol style="list-style-type: none"> ①入園者受付に関する業務 ②バッテリーカーに関する業務 ③入園者の安全確保および秩序の維持に関する業務 ④植物園の活性化に資する事業の開催等に関する業務 ⑤その他入園者に関する業務 2 植物園の維持管理に関する業務 <ol style="list-style-type: none"> ①施設・設備等の機能・美観の維持に関する業務 ②温室内管理に関する業務 ③展示動物の飼育に関する業務 ④水の広場の供用に関する業務 ⑤休憩所(足湯)の供用に関する業務 ⑥施設の維持管理に係る光熱水費等の支払いに関する業務 3 その他, 市または指定管理者が必要と認める業務 <ol style="list-style-type: none"> ①施設賠償責任保険への加入に関する業務 ②広告の掲出に関する業務 ③雑誌等からの照会・回答に関する業務 ④当該年度事業報告書および収支決算書の作成に関する業務 ⑤次年度の事業計画書および収支予算書の作成に関する業務 ⑥市との連絡調整に関する業務 ⑦指定期間終了にあたっての引継ぎに関する業務 ⑧AED設置に関する業務 ⑨その他必要な業務 4 公金収納受託者として行う業務
施設管理運営経費	市から指定管理者へ指定管理料として支払います。
条例	函館市熱帯植物園条例
現委託先	特定非営利活動法人 函館エコロジークラブ